

## 「学校いじめ防止基本方針」

### 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

### 2. 本校の基本方針のポイント

上記の定義のもと、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「『違い』を認め合える人権感覚豊かな集団」育成のために「学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。本校の基本方針のポイントとして、以下の2点をあげる。

●未然防止のための取り組みを進める

●早期発見・早期解決のための取り組みを進める

### 3. いじめの未然防止についての取り組み

＜基本姿勢＞

すべての児童生徒がいじめの被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

（1）授業改善について

■施設一体型小中一貫校として、小・中学校教員で協働授業の研究を活発におこない、指導力向上に努める。

■習熟度別授業や少人数授業を充実させ、また、授業時間外での補充学習の取り組みを積極的に行い、児童生徒一人一人に「できる喜び」を感じさせる。

■すべての教育活動におけるICT活用を推進することで、学習意欲を高め、学習内容を深化充実させる。

■授業開始前の着席や、授業前後のあいさつ、服装や授業に向かう姿勢の指導などを大切にし、授業規律を確立する。

(2) 自己有用感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

- 9年間を通じて、生き方教育、職業調べや職場体験、高校見学など系統的なキャリア教育を実施し、児童生徒一人一人に自らの生き方や進路について考えさせる。
- 異文化交流や異学年交流、自主活動、その他の体験学習などを通して、互いのちがいを認め合い、人権尊重の精神と態度を養う。
- 学校行事は、児童生徒が主体的に参加・活躍できるように、内容・実施方法を工夫して行う。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- 仲間づくりを大切にし、学期に一度、「良い学校・良いクラス」や「いじめについて」などのテーマで、児童生徒が考え、発表や討論する集会を行う。
- 学級活動、学年集会、全校集会などを活用し、発達段階に応じた講話や全体指導を行い、「いじめを許さない」雰囲気の醸成に継続して努める。
- 外部講師の活用やICT支援員の協力も得て、情報モラル教育の充実を図る。

4. いじめの早期発見・早期解決のための取り組み

＜基本姿勢＞

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。また、発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(1) いじめの早期発見のための取り組み

- 集団育成委員会・学年会・職員会議などで普段から児童生徒の情報交換を行い、情報の共有化に努める
- 児童生徒の指導は記録し、学年がかわる時は引継ぎ、継続した指導や変化に気づくことができるよう努める

- 普段の連絡ノートやいじめアンケート、個人面談等を活用し、児童生徒が相談しやすい環境をつくる。
- スクールカウンセラーを活用し、第三者の立場で相談できる環境を整備する。
- 家庭連絡を日常的に行い、学校発信だけではなく、家庭からも相談しやすい環境をつくり、相互の連携を図る。

#### (2) いじめの早期解決についての取り組み

- いじめ事案が起きた場合は、発見した職員が管理職等に報告し、教育委員会への報告は管理職より速やかに行う。
- いじめ事案が起きた場合は早急にいじめ対策委員会を開き、被害児童生徒の保護、加害児童生徒への指導について学校の方針を決定する。
- 全教職員が連携して問題解決に取り組むため、職員会議や職員集会の場で、情報を共有し、学校の方針を確認する。
- 必要と判断した場合、子ども相談センターや警察などの機関と連携を円滑に行う。

### 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

#### (1) 学校内の組織

- 組織名 いじめ対策委員会
- 構成メンバー 管理職・人権教育主担・生徒指導主事・教務主任・進路主事・養護教諭・学年主任・担任
- 活動内容
  - ・学校基本方針、運営に関する計画に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
  - ・教職員の共通理解、連携を図るため校内研修会を実施する
  - ・いじめに係る情報があった場合の緊急会議を開催。また、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

- 年間計画
  - 委員会を学期に一回実施するものとする
  - アンケートの実施・活用
    - ・児童生徒対象いじめアンケート調査
      - 年3回（7月・12月・3月）
    - ・教育相談を通じた学級担任による児童生徒からの聞き取り調査
      - 年2回（9月・11月）
  - 研修会の実施
    - ・人権教育実践研修会（6月）
    - ・児童生徒指導研修会（5月・1月）

### （2）保護者や地域・関連機関との連携

- ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発を行う。
- 学校協議会で現状報告をおこない、状況により、その協力を求める。
- 月に一度のPTA役員会で現状報告をおこない、状況により、その協力を求める。
- 継続的な指導にあたり、スクールカウンセラーや、子ども相談センター、スクールソーシャルワーカー、警察やサポートセンターなど学校だけでなく、外部機関の活用や連携を行う。

### （3）取り組み内容の検証

- 学校診断アンケートの実施等で検証データを準備し、「運営に関する計画」中間評価・最終評価の際に、いじめの未然防止、早期発見、早期解決の取り組みについての検証をおこない、改善策について協議する。

## 7. 重大事案への対処

「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」などは、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

- 隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化等、学校対処の基本ルールを徹底する。
- 教育委員会への報告は管理職より速やかに行う。
- 次に示す、「いじめ対処の流れ」を周知・徹底し、重大事案発生時には再確認して対処にあたる。

※ いじめ対処の流れ

